

注意事項

(注1)「児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件」とは、下記のいずれか早い方を指します。

- ① 支給開始月の初日から起算して5年経過したとき
- ② 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年経過したとき

※ ただし、手当の認定請求(額改定請求を含む)をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとします。

(注2)「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に添付する関係書類とは、以下の①・②・③・④のいずれかを指します。各種証明書様式3から9以外の書類を添付する場合は写しをご提出ください。

- ① **就業している**、または、**求職活動** 等の自立を図るための活動をしている場合は次のいずれかの書類

雇用されている	◇ 雇用証明書(様式3) ※雇用契約書は不可 ◇ 給料等支払明細書 ※受給者名・会社名等の記載があるもの ◇ 健康保険証 ※国民健康保険証を除く 等
自営業	◇ 自営業従事申告書(様式4) ※営業許可証、青色申告書控、請負契約書等を添付
求職活動等	◇ 求職活動等申告書(様式5) + 支援機関等利用証明書(様式6) ◇ 求職活動等申告書(様式5) + 採用選考証明書(様式7) ◇ 雇用保険法に規定する求職者給付(傷病手当を除く)を受給している場合は、受給資格者証 等
公共職業訓練	◇ 職業安定所による受講指示書
専修学校その他養成機関	◇ 在学証明書 等

- ② 身体上または精神上的**障害**を有している場合は次のいずれかの書類

障害	◇ 障害年金1級または2級が確認できるもの ◇ 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれか ◇ 愛の手帳1度、2度のいずれか ◇ 精神障害者手帳1級、2級のいずれか ◇ 診断書(様式8) + 特定の傷病に係る X線直接撮影写真 ※児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態(裏面(参考)を参照)に関するもの
----	--

- ③ **疾病、負傷または要介護状態** 等により就業することが困難な場合は次のいずれかの書類

疾病、負傷または要介護状態	◇ 特定疾患医療受給者証 ◇ 特定医療費(指定難病)受給者証 ◇ 特定疾病療養受療証 ◇ 診断書(様式8) ※様式8以外の診断書は認められません。
---------------	--

④監護する児童またはあなたの親族が障害、疾病、負傷、または要介護状態等にあることにより、あなたがこれらの方の**介護**を行う必要があり、就労が困難である場合は**次の(ア)および(イ)の書類**が必要です。

<p>児童または親族の介護(ア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害年金1級または2級が確認できるもの ◇ 身体障害者手帳1級、2級、3級のいずれか ◇ 愛の手帳1度、2度のいずれか ◇ 精神障害者手帳1級、2級のいずれか ◇ 診断書(様式8) + 特定の傷病に係る X 線直接撮影写真 ※様式8以外の診断書は認められません。 ※児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態に関するもの ◇ 特定疾患医療受給者証 ◇ 特定医療費(指定難病)受給者証 ◇ 特定疾病療養受療証 ◇ 診断書(様式8) ※様式8以外の診断書は認められません。 ◇ 親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類
<p>児童または親族の介護(イ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる書類(民生委員の証明など)(様式9)

(注3) 上記(注2)に掲げる関係書類については、その年の**6月から8月末日**までの間のいずれかの時点におけるあなたの状況が明らかとなるものを添付してください。

(参考)児童扶養手当法施行令別表第1

- 一 次に掲げる視覚障害
- イ 両目の視力がそれぞれ0.0七以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.0八、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつ I/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
- 二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認数が四〇点以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
- 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 四 そしやくの機能を欠くもの
- 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 九 一上肢のすべての指を欠くもの
- 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
- 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 一四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 一五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 一六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 一七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。